

最高裁秘書第3128号

平成30年8月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成30年7月19日付け（同月20日受付、最高裁秘書第3012号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成24年11月29日付け最高裁家三第000661号家庭局長通達「家事事件等調査報告書の様式について」（片面で7枚）

2 開示の実施方法

写しの交付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

最高裁家三第000661号

(訟いー07)

平成24年11月29日

高等裁判所長官 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局家庭局長 豊澤佳弘

家事事件等調査報告書の様式について（通達）

家事事件（家事審判事件に関する抗告事件を含む。）及び人事訴訟事件（控訴事件を含む。）における調査報告書の様式について下記のとおり定めましたので、これにより取り扱ってください。

記

- 1 表紙の様式は、別紙様式第1のとおりとする。ただし、家事調停官に対して提出する場合は、この様式中、「裁判長（官）」とあり、及び「裁判官」とあるのを「家事調停官」とする。
- 2 関係者一覧の様式は、別紙様式第2のとおりとする。
- 3 調査結果は、別紙様式第3に記載する。この場合においては、報告すべき項目ごとにこの様式を用い、当該項目の見出しを上部の太実線の間の中央に記載する。
- 4 家庭裁判所調査官の意見は、別紙様式第4に記載する。
- 5 繼続用紙の様式は、別紙様式第5のとおりとする。  
なお、別紙様式第5は、別紙様式第1、別紙様式第3及び別紙様式第4と適宜組み合わせて使用する。

付 記

- 1 この通達は、平成25年1月1日から実施する。

2 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第53号）第4条の規定によりその手続についてなお従前の例によることとされる家事事件において調査報告書を作成する場合には、別紙様式第1中「裁判長（官）」とあり、及び「裁判官」とあるのを「家事審判官」とする。

(別紙様式第1)

裁判長(官)	主任調査官等

## 調査報告書

裁判官

殿

平成 年 月 日

裁判所 支部

家庭裁判所調査官

印

---

事件の表示：平成 年 ( ) 第 号

事件

当事者等の表示

：

受命年月日：

調査事項：

---

調査経過 年月日：調査対象、調査場所、調査方法等

(別紙様式第2)

---

関係者一覧

---

(別紙様式第3)

(別紙様式第4)

---

調査官の意見

---

(別紙様式第5)

---

---